

給 与 規 程

一般社団法人ユヌス・ジャパン

第1条 目的

本規程は、一般社団法人ユヌス・ジャパン（以下「法人」という。）の事務局職員の給与に関する事項について定めたものである。

第2条 適用範囲

本規程は、法人に正規職員として採用された者（以下「職員」という。）に適用する。

第3条 給与の原則

給与とは、職員の労働の代償として支払われるものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほかは給与を支払わない。法定労働時間を超える労働については、法人の指揮命令に基づいて労働した場合に限り、所定の基準外給与を支払う。

第4条 給与等の構成

給与の構成は次のとおりとする。

給与	└	月例給与	└	基準内給与	└	基本給
					└	通勤手当
	└	賞与				
			└	基準外給与	└	時間外労働手当
					└	休日労働手当
					└	深夜労働手当

第5条 給与の支払方法

給与は、全額通貨で直接職員に支払う。ただし、職員の同意により職員が希望する金融機関等の口座（本人名義口座に限る）への振込により支払う。

第6条 給与の控除

次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税(市町村民税および都道府県民税)
- (3) 健康保険料(介護保険料を含む)および厚生年金保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との書面協定により給与から控除することとしたもの

第7条 給与の計算期間および支払日

給与は、毎月1日から末日までの分について、翌月末日に支払う。ただし、給与支払日が金融機関の休日にあたる時は、その前日に支払う。

第8条 欠勤、または計算期間中の途中の入退社等の扱い

欠勤または計算期間中の途中の入退社等については、1日あたりの給与額に、欠勤及び計算期間中の途中の入退社による不就労日数を乗じた額を差し引くものとする。欠勤または計算期間中の途中の入退社等の控除額は、次の算式による。

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{該当月の所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

第9条 遅刻、早退および私用外出等の扱い

遅刻、早退または私用外出等については、原則として1時間あたりの給与額に、遅刻、早退および私用外出等による不就労時間を乗じた額を差し引くものとする。遅刻、早退または私用外出等の控除額は、次の算式による。

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

第10条 休暇休業等の給与

年次有給休暇を取得した場合、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支払う。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

- (1) 産前産後休業
- (2) 育児・介護休業法による休業、休暇等
- (3) 育児時間
- (4) 生理休暇の日または時間
- (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (6) 裁判員休暇
- (7) 公民権行使の時間
- (8) 休職期間（出向による休職は除く）

3 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均給与の6割とする。

第 11 条 基本給

基本給は、職員の能力、技術、経験等を総合考慮のうえ、法人が決定する。

- 2 前項の決定において、法人の代表理事は、事前に当該法人の理事会に対し、承認を得るものとする。

第 12 条 通勤手当

- 1 通勤手当は、通勤に電車、バス等の公共交通機関を利用する職員に対して、通勤に係る実費を支払う。ただし、その額が非課税限度額を超える場合は、非課税限度額を限度とする。
- 2 前項の実費の算出の基礎となる通勤経路及び方法は、法人が最も合理的かつ経済的な経路と認めたものに限る。
- 3 通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、すみやかに法人に届け出なければならない。
- 4 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により、通勤手当を不正に受給したときは、その返還を求める。

第 13 条 時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当

時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当は、次の算式により計算して支払う。

- (1) 時間外労働手当 (法定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定時間外労働時間数}$$

- (2) 休日労働手当 (法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜労働手当 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第14条 給与の改定

基本給の改定(昇給および降給)については、法人の業績、財務状況及びその他法人の事業運営に係る事情並びに職員の勤務成績等を勘案して行うものとする。

- 2 前項の決定において、法人の代表理事は、事前に当該法人の理事会に対し、承認を得るものとする。

第15条 賞与

法人は、各期の法人の業績及び財務状況を勘案して、賞与を支給することがある。

- 2 賞与の額は、職員本人の能力、勤務成績、勤務態度、出勤状況を評価した結果と法人業績等を考慮してその都度決定する。
- 3 前項の決定において、法人の代表理事は、事前に当該法人の理事会に対し、承認を得るものとする。

第16条 改廃

この規程は、関連諸法令の改正ならびに法人状況および業績等の変化により必要があるときは、職員代表と協議のうえ改定もしくは廃止することがある。

附則

この規程は、令和2年10月1日 制定、施行する。